

[事案 29-237] 入院給付金支払請求

・平成 30 年 5 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、約款に定める入院には該当しないとして支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腰椎捻挫により約 3 か月間入院をしたので、平成 17 年 3 月に契約した医療保険に基づき、入院給付金を請求したところ、本入院は約款に定める入院に該当しないとして不支払いとされたが、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 傷病があるからこそ医師が入院を勧めた。普通、身体が痛く、医師に入院を勧められれば、入院をする。
- (2) 入院する際にコールセンターに電話をしたが、入院の必要性が認められない治療内容の説明などを受けていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、「入院」について、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念することと規定されている。
- (2) 申立人はいわゆるぎっくり腰であったと思われるが、一般に入院する必要がある傷病とは考えられず、実際、申立人は、受診後に一旦帰宅し、入院をしたのは後日であった。
- (3) 入院時の日常生活に支障はなく、申立人は入院開始 1 週間で外泊し、その後も外泊や外出を繰り返した。入院目的は安静とリハビリであり、治療内容も外来で可能であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院期間全てにおいて申立人は常に医師の管理下において治療に専念することを要する状態であったとは認められないものの、一部期間については入院の必要性を認める余地もあることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。